

報告書2020 概要

～「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」に向けて～

令和2年7月21日
AIネットワーク社会推進会議

はじめに

第1章 AIネットワーク化をめぐる最近の動向

1. AIとCOVID-19対策

2. 国内・海外及び国際的な議論の動向

第2章 AIネットワーク化の進展に伴い形成されるエコシステムの展望

第3章 開発者・AIサービスプロバイダーにおける取組

第4章 ビジネス利用者における取組

第5章 消費者的利用者に関する取組

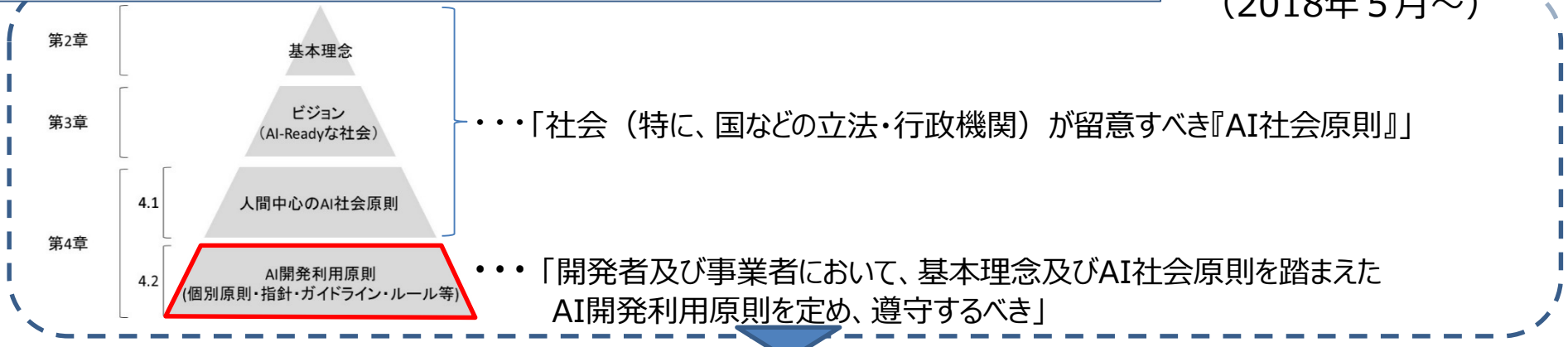
第6章 セキュリティに関する取組

第7章 保険に関する取組

結びに代えて

「人間中心のAI社会原則」(2019年3月統合イノベーション戦略推進会議決定)より抜粋

人間中心のAI社会原則会議
(2018年5月～)



開発者・事業者それぞれにおいて、AI開発利用原則を策定することを期待

そのための参考となるガイドラインが必要

総務省の取組

AIネットワーク社会推進会議
(2016年2月～)

AI開発ガイドライン※
開発者が留意すべき事項と解説

AI利活用ガイドライン
事業者が留意すべき事項と解説

2017年7月とりまとめ

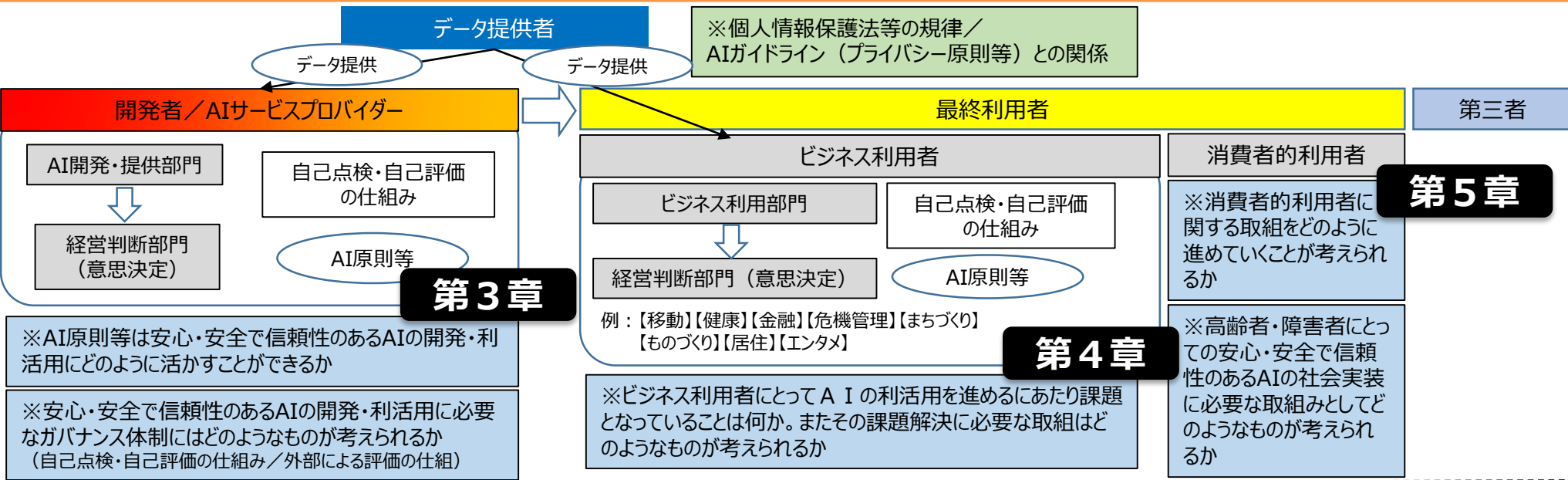
2019年8月とりまとめ

※「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」を指す。

国際的な議論への貢献(OECD等)

今後は、目指すべき社会モデルを検討し、社会実装を加速

はじめに ～「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」に向けて～



第5章

第4章

第3章

第2章

第6章

第7章

第1章2節

安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装のための環境整備等

将来像→AIの利活用の進展等を踏まえ、近い将来（2025年頃）、中期的な将来（2035年頃）を視野にAIの利活用の将来像としてどのようなことが考えられるか

技術面→AIと情報セキュリティ：開発・利活用等の各フェーズで何が課題でどのような取組が必要か
他、Certification、品質の確保等

セーフティネット→保険の仕組みにはどのようなものが考えられるか

責任のあり方：契約責任（私的自治の原則）、不法行為責任（過失責任主義）

AIネットワーク社会推進会議におけるガイドラインの策定

AI開発ガイドライン（開発者向け）

連携参照

AI利活用ガイドライン（主としてAIサービスプロバイダー、ビジネス利用者向け）

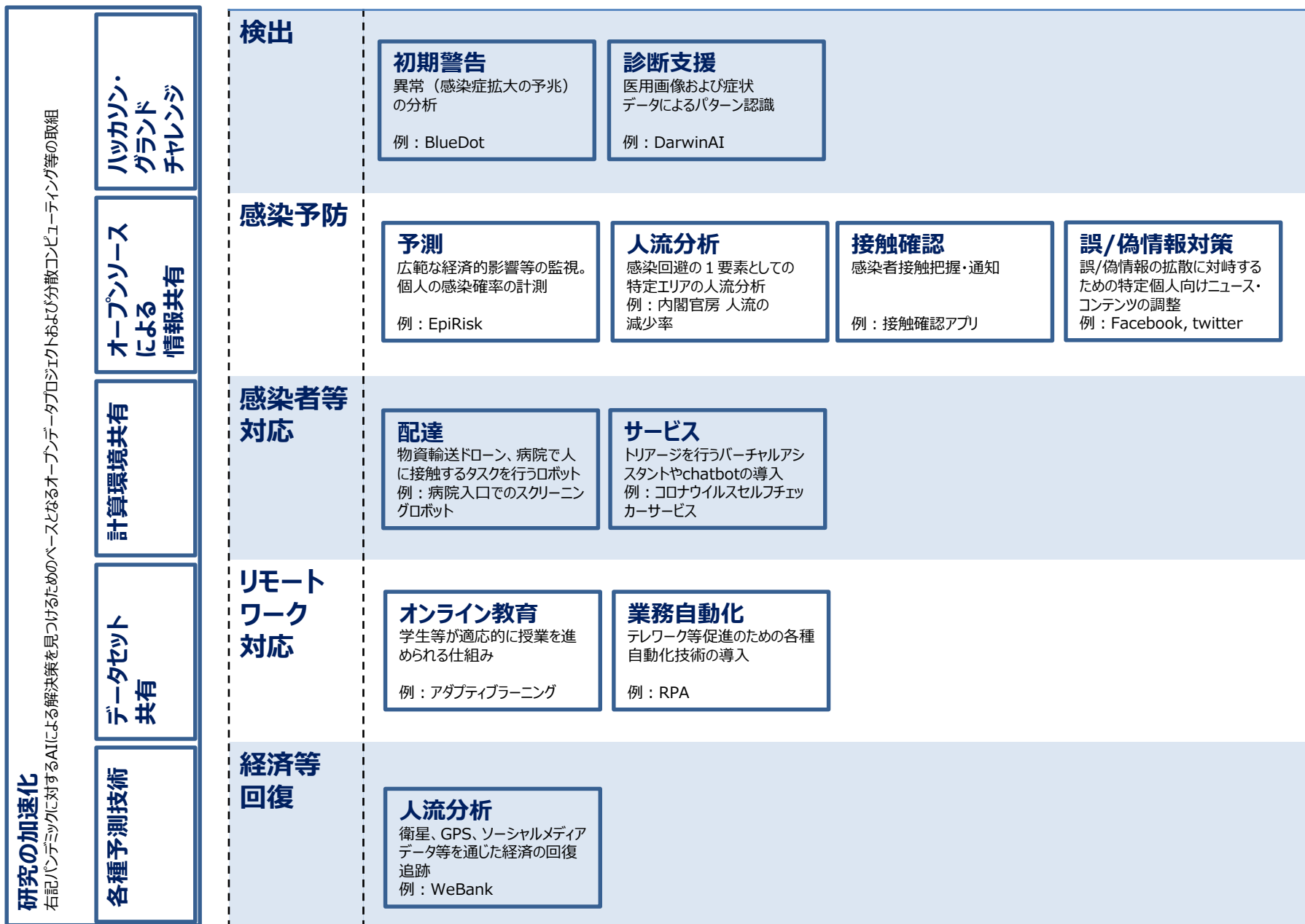
消費者的利用者部分

海外における安心・安全で信頼性のある社会実装促進の環境整備としてのガイドラインの策定（例）

OECD：プラクティカルガイダンス（オブザーバトリ（oecd.ai）に掲載・継続的に更新）

EU：Trustworthy AI Assessment List（2019年12月までPilot Phaseを試行、2020年内を目処にとりまとめ予定）、AI白書

米国：Guidance for Regulation of Artificial Intelligence Applications（民間AI向け規制検討のベース、2020年3月まで意見募集）



AI白書公表

- 欧州委員会は2020年2月19日、欧州のデジタル未来形成のため、「AI白書」を公表
 - 卓越性 (excellence) と信頼性 (trust) に基づくAIに向けた枠組案を提示。同案について5月19日 (※) までパブコメ実施。
 - 卓越性の視点では、バリューチェーン全体にリソースを動員し、中小企業等のAIの展開を加速するためのインセンティブの作成に言及 (テストセンター構築など) 。
 - 信頼性の視点では、リスクの低いシステムに過度の負担をかけることなく、リスクの高いAIシステムに対処できるよう、リスクの高い領域・用途等のスコープを明確にした上で、リスクの高低に応じた将来の規制のあり方を提示。また、消費者保護、不公正な商慣行に対処し、個人データとプライバシーを保護するための厳格なEU規則の適用を継続することに言及。
 - リスクが高いことが想定されるヘルスケア、輸送、公共部門等の特定の用途においては、AIシステムは透明で追跡可能であり、人間の監視を保証すること等、EUの信頼性のあるAI倫理ガイドラインに記載の条件等を踏まえることが必要 (他、適切に機能するためのトレーニング、偏りのないデータの利用など) 。
 - 今日、遠隔生体認証のための顔認識の使用は特定の条件を除き一般的に禁止されており、EUまたは国内法に基づいて例外として正当化された場合にのみ使用できるが、これについて幅広い議論を開始。
 - リスクが低いAIシステムにおいても、信頼を醸成すべく、EUにおける客観的なベンチマークによる任意のラベル付けスキーム (= 認定の仕組) を検討。

※ 欧州委員会は、6月14日 (ブリッセル時間深夜) まで期限を延長。

プラクティカルガイダンスの策定、AI政策に関するオブザーバトリ及び専門家会合の設置

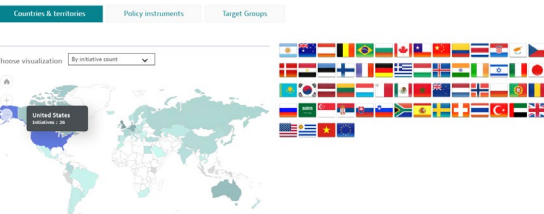
- プラクティカルガイダンス：AIに関する理事会勧告の履行に係る実務者向けのガイダンスで、各原則等の具体的な解説や、AIに関する開発・運用者、政府関係者等に求められる対応、各国の取組事例を記載。AI利活用ガイドラインの内容も反映。本年2月に初版公表。その後も継続的に更新される予定。
- AI政策に関するオブザーバトリ：AIに関する取組の情報共有を進めるためのプラットフォーム（ライブ型のデータベース <https://oecd.ai>）であり、本年2月から運用開始。各国のAI戦略や政策の共有、政策の比較分析等が可能。また、本オブザーバトリに関して、政策的、技術的、商業的な助言を行う専門家のネットワーク（ONE AI：OECD Network of Experts on AI）が設置（日本からは本推進会議須藤議長が参加）。

オブザーバトリ4つの柱

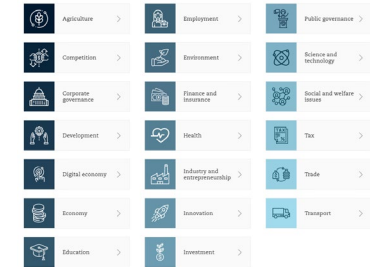
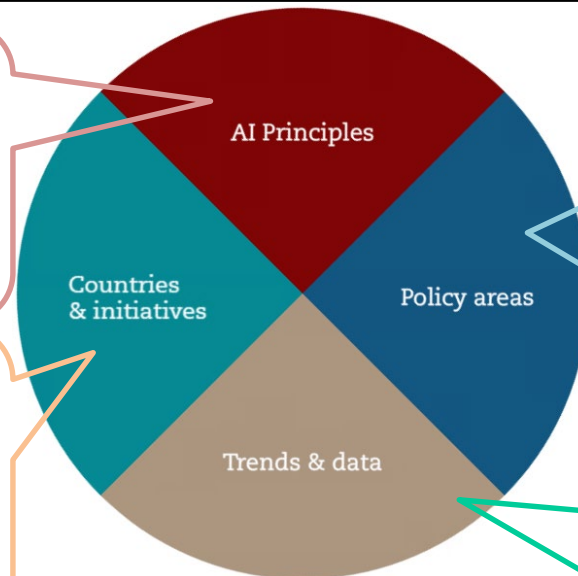
- ① **AI原則**：OECDのAI原則及び実務者向けのガイダンス（プラクティカル・ガイダンス）を掲載。
- ② **政策分野**：各公共政策分野毎に、AI政策ニュースやAI調査に関する公表内容等の様々なコンテンツにアクセス可能。
- ③ **トレンドとデータ**：AIに関する調査データを掲載。データの地域比較や時間的変化を観ることが可能。
- ④ **国々と取組**：AIに関する国家戦略や政策、取組に関するデータベースであり、各国のAI政策を共有・比較することが可能。



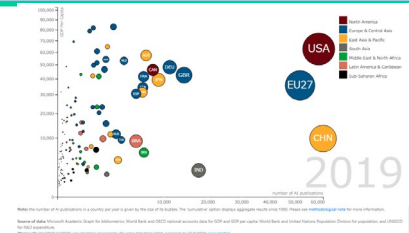
イメージ：OECDのAI原則



イメージ：国毎のAI政策に関するイニシアチブ数比較



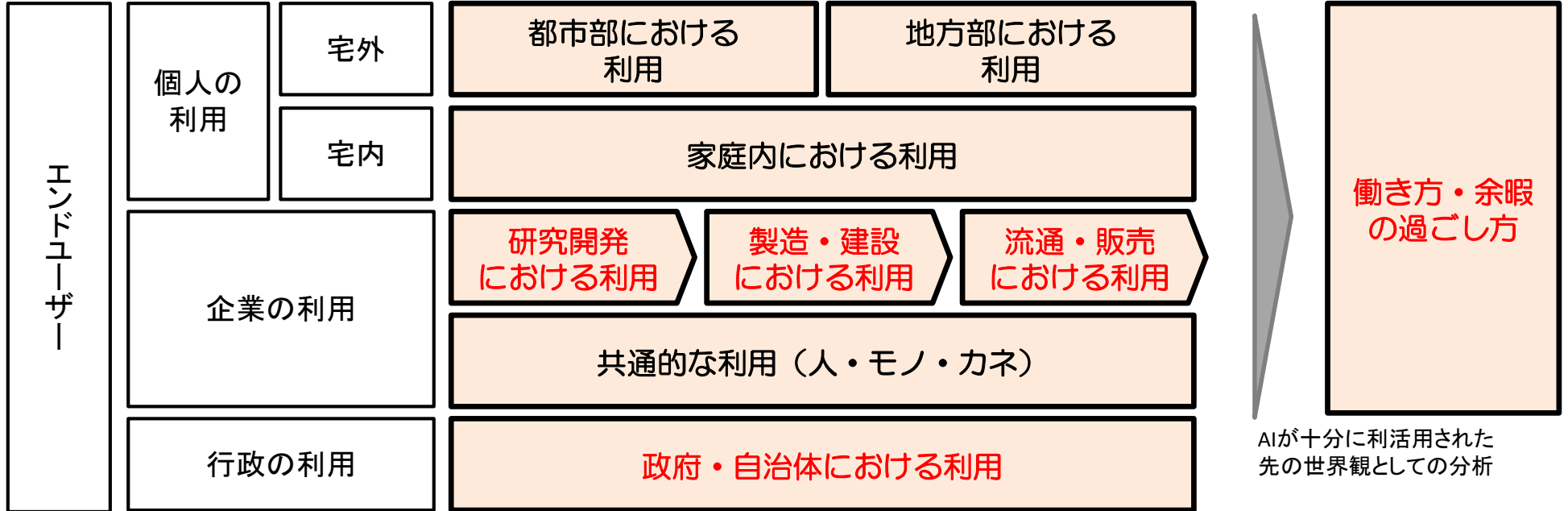
イメージ：ダッシュボード（政策分野ごとにコンテンツを整理）



イメージ：AIに関する出版物の数とGDP

- ① AIの利活用に着目し、生活者と事業者の両面から、**AIの利活用シーンを展望**。
AIの利活用シーンの展望に当たっては、次のように利活用シーンを分類。

＜AIの利活用シーンの分類＞



（AIネットワーク社会推進会議 報告書2018 別紙2「AIネットワーク化の進展に伴い形成されるエコシステムの展望について」をもとに作成、赤字は報告書2018に対し加えた領域）

- ② 上記①の利活用シーンをもとに、いくつかの事例の**AIの社会実装に関するケーススタディ**を行い、AIの利活用による便益及び課題を整理。

- ケース：移動（完全自動運転）
- ケース：健康（医療・介護）
- ケース：金融

- ケース：危機管理（防犯・公共インフラ・防災）
- ケース：ものづくり
- ケース：居住
- ケース：エネルギー

■ 議論の出発点

- AI原則等の策定の取組が進められてきているものの、その取組が十分な広がりを見せている状況ではない。
- 開発者等におけるAI原則等の策定を促進する観点から、あらためてAI原則等の策定の意義やそれを安心・安全で信頼性のあるAIの開発・利活用にどのように活かすことができるか。
- AI原則等の運用も含め、安心・安全で信頼性のあるAIの開発等に必要なガバナンス体制（自己点検・自己評価の仕組み／外部による評価の仕組み）にはどのようなものが考えられるか。
- 上記の論点を中心に、意欲的な取組をしている以下の方々からヒアリングを行い議論。

■ ヒアリング

- (株) ABEJA (「Ethical Approach to AI (EAA) における取組み」)
- 富士通 (株) (「AI開発者におけるAIガバナンス」)
- 日本IBM (「AIに関するIBMの取組みについて」)
- (株) NTTデータ (「NTTデータグループAIガバナンスに関する取組について」)
- 沖電気工業 (株) (「AI実用化に向けた環境整備～「OKIグループAI原則」の制定～」)
- Microsoft (「ビジネスと責任、AIを取り巻く課題と取組～倫理とAIの可能性～」)
- 匿名 (「民間企業有志によるAI利活用のための支援ツールに関する報告」)

■ とりまとめ

(1) AI原則等の策定の意義

- AI原則等の策定そのものは直接企業の収益に結びつくものではないものの、AIの開発等に対する企業としての基本的な方針を示すものとなっており、企業のステークホルダーにとっては、AIの開発等において懸念される点についての不安を払拭し、AIの開発等の取組に対する信頼を醸成することにつながるもの。今後の取組としては以下のとおり。

ア 企業におけるAI原則等策定の取組のフォロー及び周知・PR等

- AI原則等の策定の取組が十分な広がりを見せていないなかで、こうしたAI原則等の策定・活用の意義を企業活動に有益な取組という観点から引き続き本推進会議におけるヒアリング等を通じて事例を収集するとともに周知・PRしていくことが必要。併せて、AI原則等の策定の参考として資するために、「AI開発ガイドライン」及び「AI利活用ガイドライン」の周知を引き続き行うことが重要。

イ AI原則等の策定に関する国際的な議論の動向のフォロー

- 本推進会議として、引き続き海外及び国際的な議論の動向をフォローし情報提供していくことが必要。また国際的な議論の動向をフォローするためにもOECDをはじめとする国際機関に我が国の取組状況を積極的に発信していくことも必要。

(2) AI原則等のAI開発・利活用における活用

- AI原則等は企業のAI開発・利活用に関する理念を表すのみならず、実際の開発・利活用における指針として用いられることで具体的な機能を発揮。今後の取組としては以下のとおり。

ア 企業におけるAI原則等の具体的な活用事例の収集及び周知・PR

- AI原則等を実際のAIの開発事例等においてどのように活用しているかを知ることは、AI原則等の策定を検討している企業にとって有益な情報。今後、こうした情報を共有し参照できるようにすることは、AI開発・利活用における事業判断を支援する観点からも重要。そのため、本推進会議におけるヒアリング等を通じて引き続き事例を収集するとともに情報発信・情報共有を進めていくことが必要。

イ 具体的診断ツールとしてのチェックリスト等の研究

- AI原則等を実際のAI開発・利活用に活かしていく上で、AI原則等を踏まえたチェックリスト等を策定することは、AI開発・利活用の判断手法の客観性・統一性・検証可能性等を確保する観点から重要。他方、EUにおいてもAssessment Listを策定、試行し、その試行結果を踏まえ本年夏頃を目途に改訂する取組が進捗しているため、本推進会議では、引き続きEU等海外の動向のフォロー、国内でのチェックリスト策定の事例の収集を行うとともに、具体的診断ツールとしてのチェックリスト等の研究をしていくことも有益。

■ とりまとめ（続）

(3) 安心・安全で信頼性のあるAIの開発等に必要なガバナンス体制

- AI原則等の策定にとどまらず、AI原則等の実施を確保するためにはガバナンス（仕組み）が必要。ガバナンス体制としての自己点検・自己評価の仕組みとして、外部の多様な人材から構成される社内委員会を設置するなど、工夫した取組が見られる。ガバナンスについては、どのような形で担保されるか、また、どの範囲まで及ぼすものなのかについては様々な形態が考えられるもの。今後の取組としては以下のとおり。

ア 自己点検・自己評価の取組事例の収集・PR等

- 自己点検・自己評価の取組の普及を図るため、本推進会議として「AI原則等実施のためのガバナンス」の参考例となる取組事例を収集し、周知していくことが必要。また、とりわけベンチャー企業においては、社内リソースの優先度等の観点からこうした取組に躊躇することも考えられる。そのため、関係団体等と協力することを通じ、ベンチャー企業との意見交換会を実施していくことが有益。

イ 外部監査についての検討

- 外部監査については、まだ取組事例が見られていない。引き続き外部監査の在り方について本推進会議において関係者からヒアリングを行い、検討を進めていくことが必要。

ウ ガバナンスの実施内容や課題を共有するための公開された議論の場の設定等

- 以上のとおり、国内でAI原則等を策定・活用したりガバナンス体制を構築したりする企業（及び企業グループ）が少しずつ出てきている中で、それぞれの実施内容や課題を共有するため、例えば国内シンポジウムを開催する等公開された議論の場を設けることも有益。また、本推進会議がそれぞれの実施内容や課題を共有するためのプラットフォームの1つとなっていくことが必要。

(4) 「AI利活用ベストプラクティス」の策定

- ビジネスの現場の感覚として、ビジネス利用者である企業等をはじめ最終利用者においてAIを活用することがどういう意義、メリットを有するのかをまず理解してもらうことが必要との指摘。AI利活用の有用性を理解してもらうことはAIの社会実装を進める上で大前提であることから、本推進会議において意欲的にAIの利活用を進め、経営の改善に活かしている方々からヒアリングを行い、AI利活用の有用性をわかりやすく紹介した「AI利活用ベストプラクティス集」を策定することが必要。

(5) その他

- 「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」の課題について、AI倫理を出発点としつつ多岐にわたるものに。提起されたその他の課題については、必要に応じ他の関係団体等とも連携しつつ、引き続き検討。

■ 議論の出発点

- AIはその利活用の範囲が広範に及びうるものであるが、他方で、AIに対する倫理的な不安を有しているのは、AI開発者・サービスプロバイダーのみならず、AIに関する専門的知識が比較的少ない最終利用者側。
- ICTの普及促進にあたり、インフラの整備のみならず、その利活用を進めることが課題とされてきたように、AIにおいてもその利活用の推進が重要。
- そこで、ビジネス利用者には様々なタイプがあるなかで、現時点においてAIの利活用に意欲的に取り組んでいる例、他方AIの利活用にあたり課題となった例についてヒアリングを行うことで、AIの利活用を進めるにあたり課題となっていることは何か、またその課題解決に必要な取組は何かについて検討。

■ ヒアリング

- (株)三井住友フィナンシャルグループ（「SMBCグループにおけるデジタルイゼーションの取組み」）
- 東京都（「東京都ICT関連施策」）
- ヤマハ（株）（「ヤマハのAI歌声合成～美空ひばりをよみがえらせた取組～」）
- 匿名
- 三部裕幸構成員（「AI利活用の視点からみたリクナビ事例について」）

■ とりまとめ

(1) AIビジネス利用者によるAI利活用原則等及びガイドラインの策定支援

- 今後AIビジネス利用者でのAI原則等の策定の意欲的な取組をフォローするとともに、そうした先進的な事例の紹介とともに、引き続き「AI利活用ガイドライン」を周知すること等を通じて、AIビジネス利用者によるAI利活用原則等及びガイドラインの策定を支援していくことが必要。

(2) 具体的事例を通じたAI利活用の各原則についての考え方の整理・蓄積

- 具体的事例での原則についての考え方を整理し蓄積していくことは、今後企業において、AI利活用の判断をする際の参考に。こうした観点から引き続き、本議長ヒアリングでは対象とならなかった分野も含め、意欲的な取組についてヒアリングを行い、具体的な事例における各原則についての具体的な考え方の整理・蓄積を行っていくことが必要。

(3) 「AI利活用ベストプラクティス」の策定（第3章（4）再掲）

- AIビジネス利用者によるAI利活用原則等及びガイドラインの策定は、そもそも企業におけるAI利活用の取組そのものが進んでいくことと「鶏と卵」の関係にある。こうした観点からもAI利活用の取組の参考となる「AI利活用ベストプラクティス」の策定に取り組んでいくことが必要。

(4) AI利活用に必要な制度的課題のフォロー

- AIを利活用して製品・サービスを提供していくにあたり、既存の制度との関係についてあらためて整理・検討する必要性がでてくる場合が想定。こうした制度的課題については、情報通信法学研究会AI分科会や他の関係機関等とも連携を図ることなどにより、本推進会議においても引き続きフォローしていくことが必要。

(5) AI利活用ビジネスのガバナンスの重要性

- AIビジネスに関連する法律や倫理、ステークホルダには大きな広がりがあり、従来ビジネスと同じようなつもりで進めると、リスクが実現してしまう可能性が高い。ステークホルダと法的・倫理的課題の検討を行うためのガバナンス体制を整えることが今後の課題として必要。AI利活用ビジネスのガバナンス体制について、本推進会議として引き続きフォローし、研究していくことが必要。

(6) その他

- 提起されたその他の課題については、他の関係団体等とも連携しつつ、必要に応じ引き続き検討。

■ 議論の出発点

- AI利活用ガイドラインでは、消費者的利用者については、留意することが望ましい事項について参考として併せて記載。
- 今後、消費者的利用者が安心してAIを利活用し、その便益を享受できる取組が必要となるが、報告書2019でも、「消費者的利用者向けにも分かりやすいメッセージを発信することが重要であり、AI利活用ガイドラインにおける記載等をもとに、『ハンドブック』や『マニュアル』などリテラシー教材（利用者の手引き）を作成し、それらに基づいてワークショップを実施すること等についても検討することが望ましい。」との記載。
- また、消費者的利用者のなかでも、高齢者・障害者がAIを利活用することにより、加齢あるいは障害を有することに伴う不便を解消することで、誰もが等しく自己実現を図れるようにすることは、人間中心のAI社会を実現する上で最も重要な取組の一つ。

■ ヒアリング等

- 消費者庁
- 近藤則子構成員（「スマートスピーカー調査中間報告について」）
- 若宮正子様（「我が家におけるAIスピーカの利用状況とAIスピーカについてのアンケート結果に関するご報告（中間報告）」）
- 田丸健三郎構成員

■ とりまとめ

（1）消費者的利用者に関する取組：消費者庁との連携

- 消費者庁において消費者向けのハンドブック作成の検討が進められているところ、その動きをフォローしつつ、PR等連携して進めていく。

（2）高齢者・障害者に関する取組

①AIスピーカ等の活用方法等の周知活動への協力

- AIスピーカ等の利用は個人の選択であるものの、その活用方法等の周知が必要。こうした周知活動に取り組む団体等に対し、AIネットワーク社会推進会議としても協力していくことは有益。

②先進的な取組事例等の周知等の推進

- 先進的な取組事例について引き続きヒアリング等を通じて収集するとともに、その周知等の情報発信に取り組むことが必要。

第6章 セキュリティに関する取組

■ 議論の出発点

- 安心・安全で信頼性のあるAIのための環境整備の一環として、技術面での方策の検討が必要と考えられる。例えば、品質の確保、説明可能性の向上、認証、セキュリティの確保など様々な取組が存在。
- セキュリティの確保に着目すると、AI開発・利活用ガイドラインにおいては明示的に「セキュリティの原則」を打ち出しているが、AIの開発及び利活用の促進やAIネットワーク化の健全な進展のために特にAIを使う人を守るセキュリティに焦点。AIとセキュリティの関係（以下「AI×セキュリティ」と書く）をあらためて考えた場合、以下の4つの視点が存在するが、視点(c)にフォーカス：
 - (a) Attack using AI（AIを利用した攻撃）
 - (b) Attack by AI（AI自身による攻撃）
 - (c) Attack to AI（AIへの攻撃）
 - (d) Measure using AI（AIを利用したセキュリティ対策）
- 本推進会議としては視点(c)を個別に深掘りすることも重要だが、「それぞれ深めるのも大事であるが、組み合わせることで研究が深まる。」との意見もあるため、他の観点も考慮することが重要。

■ ヒアリング

- JNSA（日本ネットワークセキュリティ協会）（「AI×セキュリティ」）

■ とりまとめ

（1）AIへの攻撃に対する対策の深化とそれ以外の論点への対応

- セキュリティの原則等を実用に資するものとするため、技術的には(c)AIに対する攻撃の分類等を踏まえ、可能な限り攻撃を制限すること、攻撃者が誰かを見極めて対策を強化することが重要。
- また、AIに対する攻撃だけでなく、AIに関連するそれ以外の論点も考慮しながら議論を進めることが重要。特に(b)AIによる攻撃は詳細な検討が進んでいないが、AI開発・利活用ガイドライン検討時に自律的に動作するAIやAGIについても考慮したのと同様に、リスクの1つとして捉えておく必要。

（2）攻撃における意図の見極めの必要性

- (c)AIに対する攻撃、(a)AIを使った攻撃の双方について、何をもって不正・悪であるかを見極めること（攻撃していると判断すること）が困難であるため、その意図をどのように見抜いていくかが重要。
- 上記参考として、総務省・プラットフォームサービス研究会では同最終報告書の中で、偽情報（何らかの意図性を持った虚偽の情報）への対応の在り方として様々なレベル感があるとして、ファクトチェックの推進 やICTリテラシー向上の推進など複数の論点について紹介。

（3）マルチステークホルダによる学際的な議論の必要性

- 本分野については技術面だけでは解決できない問題が含まれるため、（セキュリティ）技術者だけの議論にとどめず、心理学・社会学等の知見も交えながら、学際的な議論を継続的に行っていくことが重要。

■ 議論の出発点

- 「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」を進めるためのセーフティネットとしての取組として、AIの特性を踏まえ、その開発・利活用に係る損害の補填等を目的とした保険の仕組みが重要。『報告書2019』においても、「AIの事故等に関する被害者の救済（保険等）及び被害発生防止の在り方の検討」「AIシステムのリスクにより利用者等に被害が及ばないようにする方策の検討、リスクが顕在化した場合（事故等の発生時等）における責任の分配や利用者等を保護する仕組み（保険等）の在り方の検討」の必要性について記載。こうした課題を踏まえ、AIに関する保険について先進的な取組みをしている企業からヒアリング。

■ ヒアリング

- 東京海上日動火災保険（株）（「AIの普及を支援する保険の機能」について）
- 損害保険ジャパン（株）（「スマートファクトリーにおける保険活用について」）

■ とりまとめ

（1）AIに関する保険商品及びその導入事例の収集及び周知・共有

- AIのリスク特性を踏まえ、損害の補填等を目的として、様々な保険商品が開発されることは、AIを利活用するにあたってのセーフティネットを整備する取組として重要。そこで、本推進会議では今後ともAIのリスク特性に応じた保険商品が開発されることをフォローするとともに、保険活用の導入事例についても収集し周知・共有する取組が必要。

（2）AIの品質確保と保険

- AIの品質を確保することによりAIの普及を図ることは重要であり、AIの品質確保の観点から、AIに関する品質評価基準や、品質を評価する監査機関等によるガバナンスと組み合わせた品質保証責任保険のアプローチは有効な手段。その際、AIに関する品質評価はAIの用途や事業類型によって異なること、それに応じて品質評価の監査の手法・実現可能性も異なることから、AIに関する品質評価と保険に関する専門的見地からの検討をフォローしつつ、引き続き検討していくことが必要。

（3）AIに関する保険の法的論点について

- AIに関する保険を検討するにあたり、既存の法規制のフレームワークだけでは責任の所在・分配を決めることは難しいことも考えられる。こうした責任の所在・分配という民事法に係る論点、さらには新たな保険商品を開発するにあたって生じる法的な論点については、AIに関する保険の法的論点についての専門的見地からの検討をフォローしつつ、引き続き検討していくことが必要。

- 本報告書は、個別具体的かつ意欲的な取組等についてのヒアリング及び自由闊達な議論を踏まえて取りまとめられた点を強調。議論にご協力いただいた方々には、あらためて感謝。
- これまで『報告書2017』ではAI開発ガイドラインが、『報告書2018』ではAI利活用原則案が、そして『報告書2019』ではAI利活用原則案を踏まえたAI利活用ガイドラインがそれぞれの報告書の中心としてとりまとめ。本報告書は、これまでの報告書と比べると、その特徴を異にするもの。これはAIの開発・利活用に関する議論のフェーズが「原則の策定等」のみならず、「原則の策定等」を踏まえた「AIの社会実装」をいかに進めていかに移ってきていることを背景とするもの。第1章において海外及び国際的な議論の動向として紹介したOECDのオブザーバトリー（AIに関する情報共有を進めるためのプラットフォーム）の運用開始等にみられるように、海外及び国際的な議論においても「AIの社会実装」を進めていくための動きが活発化。
- また、本報告書は、その策定をもって一区切りとなるものではない。今後とも引き続き「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」に関する意欲的な取組等をヒアリングし、自由闊達に議論をし、「共有知」として整理していくことが、我が国におけるAIの社会実装を進めるために必要。今回ヒアリングが叶わなかった方々には、今後のヒアリングを期待。また、今回のヒアリングでご協力いただいた方々におかれても今後の取組の進展等についてあらためて、ご報告・ご議論できる機会をいただけると幸い。
- なお、第1章1. において、COVID-19対策についてのAIに関する取組の現時点における動向を調査、概観したものの、具体的な取組については今後ヒアリングを行い、議論していくべき課題。
- 「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」を進めるにあたり、例えば、社会課題解決に向けた様々な領域の組織・団体との協働、AI開発における開発者と利用者との協働、社内におけるAI開発・利活用推進のための組織間の協働、ガバナンスにおける様々なステークホルダーとの協働など、あらためて様々な「協働」が重要な視点。本推進会議も様々な構成員の協働により成り立っている会議体であり、本報告書に記載の議論もヒアリングにご協力いただいた方々との協働により行われたもの。本推進会議として今後とも「協働」を重要な視点として、引き続き「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」に向けた取組を進めていくこととしたい。